

社会保障・税一体改革関連法案 成立について

対象先	DB年金	厚生基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

- 8月10日、参議院本会議にて、社会保障・税一体改革関連法案が民主・自民・公明党等の賛成多数で可決・成立しました。
- 成立した8法案の内、年金分野では社会保障制度改革推進法案、年金機能強化法案¹、被用者年金一元化法案²の3法案が含まれます。

年金関連の各法案の概要は以下のとおりです。

- 1 正式名称は「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」
- 2 正式名称は「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」

1. 社会保障制度改革推進法案

項番	項目	内容	施行時期
1	社会保障制度改革の基本的な考え方・方針の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な制度を実現すること ・公的年金、医療保険、介護保険、少子化対策について基本方針を規定 	公布の日から施行
2	社会保障制度改革国民会議の設置	改革に必要な事項を審議するため、標記会議を内閣に設置すること	同上

2. 年金機能強化法案

項番	項目	内容	施行時期
1	受給資格期間の短縮	老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する。	平成27年10月
2	基礎年金国庫負担1/2の恒久化	基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度を平成26年度と定める。	平成26年4月
3	短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大	適用対象を従来の1週間の所定労働時間が30時間（通常の就労者の概ね3/4）以上に加えて、週20時間以上 月額賃金8.8万円以上 勤務期間一年以上 学生は適用除外 従業員501人以上の企業のいずれの条件も満足する者まで拡大する。健康保険にも適用する。	平成28年10月 3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
4	産休期間中の保険料免除	育児休業期間に加え、産前産後休業期間中も同様に厚生年金保険料を免除する。	2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
5	遺族基礎年金の支給対象の拡大	父子家庭への遺族基礎年金の給付を行うため、子のある配偶者又は子に支給することとする。	平成26年4月
6	今後の検討	高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置を検討する。	特になし

（注）3月30日に国会に提出されました本法案中の「低所得者の年金額加算」は削除され、別途「年金生活者支援給付金の支給に関する法律案」として、7月31日に国会に提出されました。

3. 被用者年金一元化法案

項番	項目	内容	施行時期
1	厚生年金への統一	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分の年金を厚生年金に統一 制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消 厚生年金の保険料率に統一 効率的な事務処理の観点から、共済組合や私学事業団を活用 	平成27年10月
2	職域部分の廃止	3階部分（職域部分）は廃止する。廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。	同上

以上